

猟銃等所持許可関係手続（一部）の 郵送手続開始のお知らせ

平成28年4月1日（金）から、猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置として、一部の手続について郵送又は代理人による手続を試行実施いたします。

次の手続について郵送や代理人による申請・許可証等の受領が可能となります。

対象となる手続については

- 1 猟銃等講習会（初心者講習・経験者講習）受講申込み
 - 2 教習資格認定証の交付に伴う猟銃用火薬類等譲受許可申請及び同許可証の交付
 - 3 技能講習の申込み及び技能講習通知書の交付
 - 4 技能講習修了証明書の交付
 - 5 所持許可を受けていない者に対する猟銃・空気銃所持許可証の新規交付
 - 6 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請
 - 7 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請
 - 8 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請
 - 9 1～8までに掲げる手続について代理人による手続
- です。

（※上記手続であっても、代理人による郵送手続は受け付けておりませんのでご注意ください。）

上記手続にかかる手数料（【別表1】参照）については、宮城県収入証紙（以下「収入証紙」といいます。）で納付していただきます。（※現金での納付はできません。）

証紙貼付用台紙に所定金額分の収入証紙を貼付のうえ、申請書類と一緒に提出してください。

収入証紙の貼付に当たっては、手数料金額を必ず確認し、過不足のないよう貼付してください。過不足があった場合、還付手続や追加徴収等が必要になり申請手続が遅延する場合があります。

なお、郵送に使用する封筒は申請者自身でご用意していただくとともに、郵便料金（「一般書留・配達証明付き」のみでの扱いとさせていただきます。）も申請者ご自身の負担となります。

郵送手続の際の留意事項について

- 郵送手続に使用する各種申請書等様式は、宮城県警察ホームページからプリントアウトしていただくか、申請者の住所を管轄する警察署生活安全課でお受け取りください。
- 手数料として納付していただく宮城県収入証紙は、お近くの収入証紙売りさばき所でお買い求めください。（※収入証紙売りさばき所については、宮城県ホームページをご覧ください。）
- 郵送による申請については、申請者ご本人からのみの手続となり、代理人による郵送申請は受理できません。
- 交付に使用する封筒（以下「送付用書留封筒」といいます。）については、あらかじめ送付先宛名（申請者ご本人の住所氏名に限ります。）を記載し、郵便料金分の切手を貼付した封筒を申請者ご自身によりご用意していただき、申請時に申請書類と一緒に郵送していただくか直接管轄警察署の生活安全課の受付窓口まで持参してください。
- 準備していただく送付用書留封筒の大きさについては別表2、郵便料金については、通常の郵便料金のほかに、一般書留料金及び配達証明料金を加えた額となりますのでお近くの郵便局かホームページ等でご確認願います。

なお、封筒は大きさ以外に製造メーカーにより重さに違いがあるため、郵便料金が異なってくる場合がございますので、封筒の重量については、必ずご自身でご確認ください。

送付用書留封筒に貼付していただいた郵便料金分の切手が不足していた場合、郵送による交付はできません。

○ 郵便料金の計算例

角形2号(定形外)封筒、重量350グラムである場合

$$380\text{円(郵便料金)} + 430\text{円(一般書留料金)} + 310\text{円(配達証明料金)} \\ = 1,120\text{円}$$

となります。

代理人による申請等の留意事項について

- 代理人による各種手続は、申請者ご本人からの委任状により認めることになりますので、申請者本人が作成した「委任状」（県警ホームページからプリントアウトしていただくか警察署生活安全課で配布しているものを使用してください。）を持参して管轄警察署生活安全課に直接お越しください。
- 委任状の確認と併せて、代理人の本人確認のため、代理人の方の身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証、旅券、個人番号カードなど）を提示していただき、さらに必要に応じて本人確認書類の写しを作成させていただく場合がありますのでご了承ください。（※個人番号の通知カードは本人確認書類としては使用できません。）
- 代理人による手続は、申請者本人が作成した各種申請書類等の提出及び許可証等の受領のみですので、代理人が申請者に代わって作成した申請書類等は受け付けられません。
- 代理人が複数の手続をする場合は、手続ごとにそれぞれの委任状が必要です。

別表1

No.	対象手続名	手数料(円)
1	猟銃等講習受講申込	経験者 3, 000
		初心者 6, 900
2	教習資格認定証の交付に伴う猟銃用火薬类等譲受許可申請	2, 400
3	技能講習の受講申込み	12, 700

別表2

No.	対象手続名	交付用封筒の大きさ	内容
1	猟銃等講習会受講申込み	角形2号封筒 (33.2cm×22.4cm) 【テキストの重量】 初心者用 約330g 経験者用 約200g	受講票の交付及び講習用テキスト送付に使用します。
2	教習資格認定証の交付に伴う猟銃用火薬类等譲受け許可申請及び同許可証の交付	角形2号封筒 (33.2cm×22.4cm) 【教習資格認定証及び猟銃用火薬类等譲受け許可証の合計重量】約10g	教習資格認定証及び射撃教習に消費する猟銃用火薬类等譲受け許可証の交付に使用します。
3	技能講習受講申込み及び技能講習通知書の交付	角形2号封筒 (33.2cm×22.4cm) 【技能講習通知書の重量】約10g	技能講習通知書の交付に使用します。
4	技能講習修了証明書の交付	同上	技能講習修了証明書の交付に使用します。
5	所持許可を受けていない者に対する猟銃・空気銃所持許可証の新規交付	長形3号封筒 (23.5cm×12.0cm) 【所持許可証の重量】約50g	初めての猟銃・空気銃所持許可証の交付に使用します。
6	講習修了証明書の書換え又は再交付の申請	角形2号封筒 (33.2cm×22.4cm) 【講習修了証明書の重量】約10g	書換え又は再交付する講習修了証明書の送付に使用します。
7	教習資格認定証の書換え又は再交付の申請	角形2号封筒 (33.2cm×22.4cm) 【講習修了証明書の重量】約10g	書換え又は再交付する教習資格認定証の送付に使用します。
8	技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請	角形2号封筒 (33.2cm×22.4cm) 【技能講習修了証明書の重量】約10g	書換え又は再交付する技能講習修了証明書の送付に使用します。

※ 実際に郵送にかかる重量は、上記の各重量と送付用書留封筒の重量との合計重量となりますので、ご注意下さい。

(1) 猟銃等講習受講の郵送申込み手順について

- 1 県警ホームページにおいて、猟銃等講習会の開催予定を確認して、ご自分が受講を希望する講習会を決めてください。（申請者の住所を管轄する警察署（以下「管轄警察署という。」）が開催する講習会を受講していただくのが一般的です。）
※ 初心者講習会は、警察本部のみでの開催となります。
- 2 受講を希望する講習会が決まりましたら、管轄警察署に「猟銃等講習会を受講したい」旨を電話連絡し、受講可能かどうか確認してください。受講可能である場合、その場で予約番号をお伝えします。
- 3 次に、県警ホームページから「猟銃等講習受講申込書」用紙をプリントアウトしていただくか、最寄りの警察署生活安全課から同申込用紙をお受け取りください。
申込用紙に必要事項を記載しましたら、写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）1枚を所定の個所に貼付して、申込書1通を作成してください。
- 4 「猟銃等講習受講申込書」1通の作成が終わりましたら、作成した受講申込書と、所定の個所に、氏名の記載及び手数料（経験者講習会3,000円、初心者講習会6,900円）分の宮城県収入証紙を貼付した「証紙貼付台紙（負担軽減措置関係様式）」を編綴して、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。

※ 管轄警察署に郵送する際は、封筒の表書きに「銃砲関係申請書類在中」と赤字で記載してください。
- 5 後日、送付用書留封筒（一般書留・配達証明付き）により、「受講票」及び「講習用テキスト」が申請者宛に郵送されます。
- 6 猟銃等講習会の受講申込み受付期間は、講習開催予定日の1か月前から1週間前までで、この期間外は受付はしません。郵送手続の場合、郵便の到達日を受理日としますので、受付期間内に必着するように発送してください。到達日が土日祝日等の閉庁日であった場合、直後の執務日が受理日となります。
（例：土曜日（閉庁日）到着の場合、翌週月曜日（執務日）が受理日となる。）

(2) 教習資格認定証交付及び猟銃用火薬類譲受許可申請の手順について

- 1 管轄警察署生活安全課から電話により「教習資格認定」の通知がなされますが、その際、担当者が教習資格認定証及び射撃教習に使用する実包を譲り受けるための猟銃用火薬類譲受許可申請等の郵送手続利用の有無について確認いたします。

- 2 郵送手続を希望する場合、県警ホームページから「猟銃用火薬類譲受許可申請書」用紙をプリントアウトしていただくか、最寄りの警察署生活安全課から上記申請書用紙をお受け取りになり、申請書1通を作成してください。
 - 3 「猟銃用火薬類譲受許可申請書」1通の作成が終わりましたら、作成した申請書と、所定の個所に、氏名の記載及び手数料2,400円分の宮城県収入証紙を貼付した「証紙貼付台紙（負担軽減措置関係様式）」を編綴し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。
- ※ 管轄警察署に郵送する際は、封筒の表書きに「銃砲関係申請書類在中」と赤字で記載してください。
- 4 後日、送付用書留封筒により、「教習資格認定証」及び「猟銃用火薬類譲受許可証」が申請者宛に郵送されます。

(3)(4)技能講習受講の郵送申込及び技能講習通知書・技能講習修了証明書の郵送交付の手順について

- 1 技能講習受講の郵送手続を希望する場合、県警ホームページから「技能講習受講申込書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から上記申込書用紙をお受け取りになり、申込書1通を作成してください。
- ※ 予め、技能講習受講を希望する射撃場に対して受講希望者ご本人で連絡を取っていただき、受講可能日などを確認して日程調整をしておいてください。
- 2 「技能講習受講申込書」1通の作成が終わりましたら、作成した受講申込書と、所定の個所に、氏名の記載及び手数料12,700円分の宮城県収入証紙を貼付した「証紙貼付台紙」を編綴し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送願います。
- ※ 管轄警察署に郵送する際は、封筒の表書きに「銃砲関係申請書類在中」と赤字で記載して表示してください。
- 4 送付用書留封筒により「技能講習通知書」を申請者宛に送付いたしますので、予定していた射撃場において技能講習を受講してください。
 - 5 講習に合格した場合、管轄警察署生活安全課から「技能講習修了証明書」を交付する旨の連絡をしますので、その際に「警察署での直接受領」か「郵送交付を希望する」かを担当者に伝えてください。郵送交付を希望される場合は、速やかに送付用書留封筒を管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。直接受領する方は、管轄警察署生活安全課窓口までお越しください。

(5) 猟銃・空気銃所持許可証の郵送交付の手順について（新規交付のみ）

- 1 猟銃等所持許可申請後、各種審査を経て問題が認められなければ許可となり、その旨を管轄警察署生活安全課から電話連絡いたします。
- 2 その際に、許可証を「警察署での受領を希望する」か「郵送交付を希望する」かのいずれかを担当者に伝えてください。郵送交付を希望される場合は、速やかに送付用書留封筒（長形3号封筒（23.5cm×12.0cm）を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。後日、同送付用封筒で所持許可証が郵送されます。
直接受領する方は、管轄警察署生活安全課窓口までお越しください。

(6) 講習修了証明書の書換え又は再交付の郵送申請の手順について

- 1 講習修了証明書の書換えの郵送申請に際しては、県警ホームページから「講習修了証明書等書換申請書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から申請書用紙をお受け取りになり、申請書1通を作成してください。
 - 2 次に、書換えの対象となる「講習修了証明書」（原本）と書換える事項を明らかにする住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号の記載がないもの）などの証明書類を添付し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。
 - 3 再交付の郵送申請の場合、県警ホームページから「講習修了証明書等再交付申請申請書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から申請書用紙を受領し、申込書1通を作成してください。
 - 4 再交付申請に伴って、亡失、盗難、滅失など再交付を必要とする理由を示す書類がある場合は申請書に添付し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。
- ※ 「講習修了証明書の書換え」、「教習資格認定証の書換え」、「技能講習修了証明書の書換え」の手続に当たっては「講習修了証明書等書換申請書」用紙を、「講習修了証明書の再交付」、「教習資格認定証の再交付」、「技能講習修了証明書の再交付」の手続に当たっては「講習修了証明書等再交付申請書」用紙を、それぞれの手続の共通様式として使用しますので、それぞれの申請書名下部スペースに書換え又は再交付を希望する証明書等の種別を確実に記載してください。

(7)教習資格認定証の書換え又は再交付の郵送申請の手順について

- 1 教習資格認定証の書換えの郵送申請に際しては、県警ホームページから「講習修了証明書等書換申請書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から上記申請書用紙をお受け取りになり、申込書1通を作成してください。
- 2 次に、書換えの対象となる「教習資格認定証」（原本）と書換える事項を明らかにする住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号の記載がないもの）などの証明書類を添付し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。
- 3 再交付の郵送申請の場合、県警ホームページから「講習修了証明書等再交付申請申請書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から上記申請書用紙をお受け取りになり、申込書1通を作成してください。
- 4 再交付申請に伴って、亡失、盗難、滅失など再交付を必要とする理由を示す書類がある場合は申請書に添付し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。

※ 「講習修了証明書の書換え」、「教習資格認定証の書換え」、「技能講習修了証明書の書換え」の手続に当たっては「講習修了証明書等書換申請書」用紙を、「講習修了証明書の再交付」、「教習資格認定証の再交付」、「技能講習修了証明書の再交付」の手続に当たっては「講習修了証明書等再交付申請書」用紙を、それぞれの手続の共通様式として使用しますので、それぞれの申請書名下部スペースに書換え又は再交付を希望する証明書等の種別を確実に記載してください。

(8)技能講習修了証明書の書換え又は再交付の郵送申請の手順について

- 1 技能講習修了証明書の書換えの郵送申請に際しては、県警ホームページから「講習修了証明書等書換申請書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から上記申請書用紙をお受け取りになり、申込書1通を作成してください。
- 2 次に、書換えの対象となる「技能講習修了証明書」（原本）と書換える事項を明らかにする住民票の写し（本籍が記載され、かつ個人番号の記載がないもの）などの証明書類を添付し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送してください。

- 3 再交付の郵送申請の場合、県警ホームページから「講習修了証明書等再交付申請申請書」用紙をプリントアウトするか、最寄りの警察署生活安全課から上記申請書用紙をお受け取りになり、申込書1通を作成してください。
- 4 再交付申請に伴って、亡失、盗難、滅失など、再交付を必要とする理由を示す書類がある場合は申請書に添付し、送付用書留封筒（角形2号封筒を使用、申請者の住所氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の郵便料金相当分の切手を貼付したもの。）1枚を同封して、管轄警察署生活安全課宛に郵送願います。

※ 「講習修了証明書の書換え」、「教習資格認定証の書換え」、「技能講習修了証明書の書換え」の手続に当たっては「講習修了証明書等書換申請書」用紙を、「講習修了証明書の再交付」、「教習資格認定証の再交付」、「技能講習修了証明書の再交付」の手続に当たっては「講習修了証明書等再交付申請書」用紙を、それぞれの手続の共通様式として使用しますので、それぞれの申請書名下部スペースに書換え又は再交付を希望する証明書等の種別を確実に記載してください。

【手続きの流れ】

猟銃等講習受講申込書みの郵送手続きについて

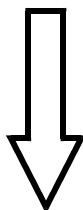
電話により、管轄警察署生活安全課に対し、「初心者又は経験者の猟銃等講習会を受講したい」旨の連絡をし、受講可能かどうか確認してください。（受講人員に定員があるため）



連絡を受けた管轄警察署は、受講可能か否かの確認をします。受講可能であれば受講番号が口頭で付与されます。その際、受講票及び講習用テキストの郵送交付の希望の有無について確認させていただきます。



郵送手を希望します



希望しません



警察署窓口で手続
をしてください

1	「猟銃等講習受講申込書」を作成して、手数料（初心者講習6,900円、経験者講習3,000円）分の宮城県収入証紙を「証紙貼付用台紙」の所定位置に貼付し、作成した「猟銃等講習受講申込書」と割印をしたうえ編綴してください。
2	「受講票」及び「講習用テキスト」の郵送を受けるための送付用書留封筒（角形2号サイズ封筒を使用、申請者本人の住所及び氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の料金分の切手を貼付）を作成してください。 <u>※送付用書留封筒の郵便料金は、同サイズであっても使用する封筒の材質によって重量が大きく異なることがありますので、郵便局等でご自分でご確認願います。</u>
3	作成した猟銃用講習受講申込書及び証紙貼付用台紙（上記1）と送付用書留封筒（上記2）を、封書で管轄警察署に郵送してください。



受講票・講習用テキストが、一般書留で郵送されます。

【手順の流れ】

教習資格認定証の交付及び射撃教習に係る猟銃用火薬類譲受許可の申請等の郵送手続について

警察署生活安全課から、電話により「教習資格認定」が通知されます。



その際、教習資格認定証の交付及び射撃教習に係る猟銃用火薬類譲受許可の申請等の郵送手続の希望の有無について確認させていただきます。



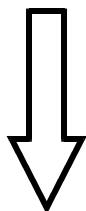
郵送手続を希望します



希望しません



警察署窓口で手続
をしてください



1	「猟銃用火薬類譲受許可申請書」を作成して、手数料2400円（宮城県収入証紙）を「証紙貼付用台紙」の所定位置に貼付し、作成した「猟銃等講習受講申込書」と編綴してください。 ※別添の「宮城県収入証紙の貼付要領」を参考にしてください。
	「教習資格認定証」及び「猟銃用火薬類譲受許可証」の郵送を受けるための送付用書留封筒（角形2号サイズ封筒を使用、申請者本人の住所及び氏名を宛名として記載、一般書留（配達証明付き）の料金分の切手を貼付）を作成してください。※送付用書留封筒の郵便料金は、同サイズであっても使用する封筒の材質によって重量が大きく異なることがありますので、郵便局等でご自分でご確認願います。
3	作成した猟銃用火薬類譲受許可申請書及び証紙貼付用台紙（上記1）と送付用書留封筒（上記2）を封書で管轄警察署に郵送してください。



教習資格認定証・猟銃用火薬類譲受許可証が、一般書留で郵送されます。

証紙貼付台紙(負担軽減措置関係様式)

(申請者氏名:)

(収入証紙貼付欄) ①	(収入証紙貼付欄) ②	(収入証紙貼付欄) ③	(収入証紙貼付欄) ④
(収入証紙貼付欄) ⑤	(収入証紙貼付欄) ⑥	(収入証紙貼付欄) ⑦	(収入証紙貼付欄) ⑧
(収入証紙貼付欄) ⑨	(収入証紙貼付欄) ⑩	(収入証紙貼付欄) ⑪	(収入証紙貼付欄) ⑫
(収入証紙貼付欄) ⑬	(収入証紙貼付欄) ⑭	(収入証紙貼付欄) ⑮	(収入証紙貼付欄) ⑯

証紙貼付合計(円)

※ 証紙は、収入証紙貼付欄にある番号順に従って、高額金種のものから整然と貼付して下さい。

(負担軽減措置関係)

委任状

代理人 住所：

氏名：

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —

私は、上記代理人に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）に基づく

- | | | |
|---|---|---|
| { | ☐ 猟銃等講習会の受講の申込み（法施行規則第20条） | } |
| | ☐ 講習修了証明書の交付（法第5条の3第2項） | |
| | ☐ 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項） | |
| | ☐ 猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付
（火薬類取締法第17条第1項等） | |
| | ☐ 技能講習の受講の申込み（法施行規則第26条等） | |
| | ☐ 技能講習修了証明書の交付（法第5条の5第2項） | |
| | ☐ 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第7条第1項） | |
| | ☐ 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第22条） | |
| | ☐ 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法施行規則第56条） | |
| | ☐ 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第29条） | |

に係る書類の

☐ 提出
☐ 受領

 に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住所：

氏名：

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	

猟銃等講習受講申込書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項に規定する講習会の受講を次のとおり申し込みます。

令和 元年 9 月 6 日

宮城県公安委員会殿

申込 人	住 所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号			
	ふりがな	みやぎ たろう		性別	男・女
	氏 名	宮 城 太 郎			
	生 年 月 日	平成5年 6 月 7 日		写真	
	電 話 番 号	0 2 2 - × × × - 〇 〇 〇 〇			
受講希望年月日	令和元年 9 月 1 4 日		撮影 令和元年9月3日		
受講希望場所	●●警察署				
所持許可の有無	☐ 有（ ☐ 猟銃 ☐ 空気銃） ☐ 無				

-----（この線から下には記載しないこと。）-----

	受講年月日	受講場所
予 定	年 月 日	
実施結果	年 月 日	
考查の結果	合 ・ 否	

- 備考 1 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 所持許可の有無欄には、現に法第4条第1項第1号の規定による所持の許可を受けている銃砲について、該当する□内にレ印を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※許可番号	

猟銃用火薬类等譲受許可申請書

令和元年 9月 6日

宮城県公安委員会殿

申請人	住所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号					
	ふりがな	みやぎ たろう				性別	男・女
	氏名	宮城太郎					
	生年月日	平成5年 6月 7日					
	電話番号	022-xxxx-oooo					
火薬類	種類	実包	空包	銃用雷管	無煙火薬	黒色猟用火薬	
	名称	12番	※火薬名称は受講する射撃場に確認してください				
	数量	300個	個	個	グラム	グラム	
銃の種類及び適合実包（空包）		種類	散弾銃		適合実包（空包）	12番	
現に保有している火薬類の数量		なし					
許可証等の番号		☐ 銃の所持許可証 ☐ 技能検定通知書 ☒ 教習資格認定証 第 123456 号 ☐ 練習資格認定証 ☐ 銃の登録証					
譲受目的		射撃教習のため					
譲受期間		令和元年 9月 6日から令和元年11月30日まで ※譲受け期間は、申請日から認定証満了日までとなります					
貯蔵又は保管する場所		消費する分のみ購入し保管はしない					
消費計画		※火薬類の消費（購入）計画について、別紙を作成すること。					

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 実包欄及び空包欄には、ライフル銃以外の猟銃用のものにあつてはその番径、ライフル銃用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
 - 3 現に保有している火薬類の数量欄には、許可申請時点において火薬庫外貯蔵している許可申請に係る火薬類の種類、名称（銃用雷管、無煙火薬及び黒色猟用火薬を除く。）及び数量を記載すること。
 - 4 許可証等の番号欄には該当する許可証等の口内にレ印を記入し、当該許可証等の番号を記載すること。
 - 5 譲受期間は、1年を超えないこと。
 - 6 この申請書の提出に際しては、銃の所持許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は銃の登録証を提示すること。また、譲受目的が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟狩猟者登録証又は許可証（許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証）を併せて提示すること。
 - 7 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備 考
令和元年 9月15日	散弾実包 300個 購入	〇〇射撃場	射撃教習
令和元年 9月15日	散弾実包 300個 消費	〇〇射撃場	
※あらかじめ射撃場に射撃教習実施日を問合せの上、日程調整してください			

- 備考
- 1 予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
 - 2 予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
 - 3 予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
 - 4 備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
 - 5 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第21号（第22条第1項、第25条第1項、第29条第1項、第56条第1項、第70条第1項、第82条第1項関係）

記載例

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付(書換) 年 月 日	

講習修了証明書等書換申請書
講習修了証明書の書換えを次のとおり申請します。
※該当する証明書類の種別を記載してください。 令和元年 9月 3日
宮城県公安委員会殿

申請人	ふりがな	みやぎ たろう	電話番号
	氏名	宮城 太郎	090 〇〇〇〇××××
変更した事項	新	本籍	
		住所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号 (変更後)
		氏名	
	旧	本籍	
		住所	多賀城市丸山1丁目1番1号 (変更前)
		氏名	
証明書等	証明書等番号	第1234号 宮城県公安委員会	
	交付年月日	令和●●年 ●月●●日	
	受講等場所	宮城県●●警察署	
	銃種	散弾銃	

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
 - 3 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第22号（第22条第2項、第25条第2項、第29条第2項、第56条第2項、第70条第2項、第82条第2項関係）

記載例

※整理番号	
※受理年月日	
※再交付(書換) 年 月 日	

講習修了証明書

講習修了証明書等再交付申請書の再交付を次のとおり申請します。

令和元年 9月 3日

宮城県公安委員会殿

申請人	本籍	仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
	住所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
	ふりがな	みやぎ たろう	性別	男・女
	氏名	宮城 太郎		
	生年月日	平成5年 6月 7日		
	電話番号	090-〇〇〇〇-XXXX		
申請の理由	例：令和●●年●●月●●日、自宅の火災により焼失したもの。 ※亡失、盗難又は滅失の状況を記載すること。			
証明書等	証明書等番号	第1234号 宮城県公安委員会		
	交付年月日	令和●●年●●月●●日		
	受講等場所	宮城県●●警察署		
	銃種	散弾銃		

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 講習修了証明書、技能検定合格証明書、技能講習修了証明書に係る申請をする場合は、本籍欄には記載を要しない。
 - 3 教習資格認定証、練習資格認定証に係る申請をする場合は、受講等場所欄には記載を要しない。
 - 4 講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書に係る申請をする場合は、銃種欄には記載を要しない。
 - 5 亡失、盗難、滅失その他の再交付を必要とすることを示す書類がある場合には添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※整理番号	
※受理年月日	
※修了証明書番	

技能講習受講申込書
銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項に規定する講習の受講を次のとおり
申し込みます。

令和元年 9月 3日

宮城県公安委員会殿

申 込 人	住 所	仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
	ふりがな	みやぎ たろう	性別	男・女
	氏 名	宮城 太郎		
	生 年 月 日	平成5年 6 月 7 日		
	電 話 番 号	090-0000-XXXX		
許 可 証	許可証番号等	第2210001XXXX号 宮城県 公安委員会		
	交 付 年 月 日	令和元年 ● 月 ● 日		
受 講 希 望 関 係	☐ ライフル銃	希望年月日		
		希 望 場 所		
	☒ ライフル銃 以外の猟銃	銃 種	☒ 散弾銃 ☐ その他	
		希望年月日	令和元年●月●日	
		希 望 場 所	●●●●射撃場	

- 備考
- 1 申込人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 受講希望関係欄には、受講を希望する銃種の□内にレ印を記入するとともに、その希望日時、希望場所を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。